

介護保険料よくある質問(FAQ)

Q1 介護保険料の納付方法には、どのようなものがありますか。納付方法は選択できるのですか。

A1 介護保険料の納付は、原則として年金からの天引きによる納付(特別徴収)になり、納付方法を選択することはできません。なお、次の場合は納付書による納付(普通徴収)になります。

- ①天引きの対象になる基礎年金等の年間受給額が18万円以下の人
- ②65歳になってから、おおむね1年以内の人
- ③他市町村から津市へ転入して間もない人
- ④介護保険料の減額などにより、前年度中に年金天引きが停止になった人

Q2 介護保険料は、65歳になったら市へ納付すると聞きましたが、すぐに年金から天引きされるのですか。

A2 65歳になってからの介護保険料の納付は、最初から年金天引きにはならず、おおむね1年間は納付書での納付になります。(A1の②を参考にしてください)

Q3 介護保険料の変更通知が届きましたが、どのような理由で変更されたのですか。

A3 介護保険料は、前年の所得などに基づいて毎年7月に決定され、通知が行われます。ただし、通知を行った後に所得などが変わって介護保険料が変更になった場合は、介護保険料の変更を通知します。

Q4 介護保険料が年金から天引きされていますが、納付書も送られてきました。なぜですか。

A4 年金から天引きされる介護保険料は、原則として年度当初に決定した天引き額を変更することができません。そのため、年金から天引きされている人の介護保険料が変更(増額)された場合は、A3の場合と同様に変更を通知し、増額分の納付書が送付されます。

Q5 介護保険料を口座振替で納付していますが、年金からの天引きになったときに二重で納めることにならないのですか。

A5 介護保険料が年金からの天引きになると、自動的に口座振替を停止するため、二重に引き落とされることはありません。ただし、A4のように保険料が増額になった場合などは、同時期に口座振替をさせていただく場合があります。

Q6 災害(自宅の火災や水害など)に遭いましたが、介護保険料の減額などの措置はありますか。

A6 災害に遭ったときは、介護保険料が減免になる場合があります。介護保険料の減免の可否や減免額は、市の規定に基づいて決定されますので、詳しくはお問い合わせください。

Q7 介護保険料を納付しなかったらどうなりますか。

A7 特別な理由がないのに介護保険料を納付しない場合は、やむを得ず財産の差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。さらに、介護保険サービスの利用時に給付制限が行われ、利用料の全額をいったん自己負担しなければならなくなったり、本来1割の利用者負担が3割に引き上げられたりするなど、経済的な負担が増すこととなります。

